

阿南市水道料金減免申請について

水道メーターより私有地内の給水装置（給水管等）については、お客さまの所有物となりますので、お客さまの責任において管理をしていただくこととなります。そのため、漏水が発生した場合は、修理等に要する費用はお客さまの負担となります。

阿南市では、一定の条件を満たした場合、申請により、納めていただいた水道料金の一部を減額する制度を設けております。

1 漏水減免対象となるケース

水道使用者、給水装置所有者または管理人の善良な管理と注意をもってしても発見できなかった漏水であって、次の各号のいずれかに該当するものは対象となります。

- | | |
|---|--------------------------------|
| ① | 地下埋設管からの漏水 |
| ② | 建築物等の壁内や床下に設置されている給水管からの漏水 |
| ③ | 受水槽やその諸装置における漏水、凍結破損漏水（別途条件有り） |

2 漏水減免対象とならないケース

- | | |
|---|----------------------|
| ① | 蛇口のパッキン等の老朽化による漏水 |
| ② | 地上給水管からの漏水 |
| ③ | 水洗トイレのタンク内の器具不良による漏水 |
| ④ | 給湯器等の給水器具からの漏水 |

3 減免の申請期間

減免申請は、漏水箇所の修理が完了した月から起算して1年以内に必要な書類をお客様センターへ提出してください。

4 申請の審査期間

修理完了日が属する検針月の翌月以降の検針結果を参考に審査を行うことがあるため、申請後、最大4か月程度お時間をいただく場合があります。

5 減免の決定

審査後、減免が決定次第、還付・減免通知書を送付します。お手元に通知書が届きましたら内容のご確認をお願いします。

※ご不明な点等がありましたら、下記連絡先までご連絡をお願いします。

〒774-8501 阿南市富岡町トノ町12番地3 阿南市役所2階
阿南市水道料金お客様センター

TEL0884-22-0587 FAX0884-23-6073

営業時間 平日8:30~17:15（休業日：土・日・祝日・年末年始）



阿南市HP